

パブリックコメント手続きの流れ

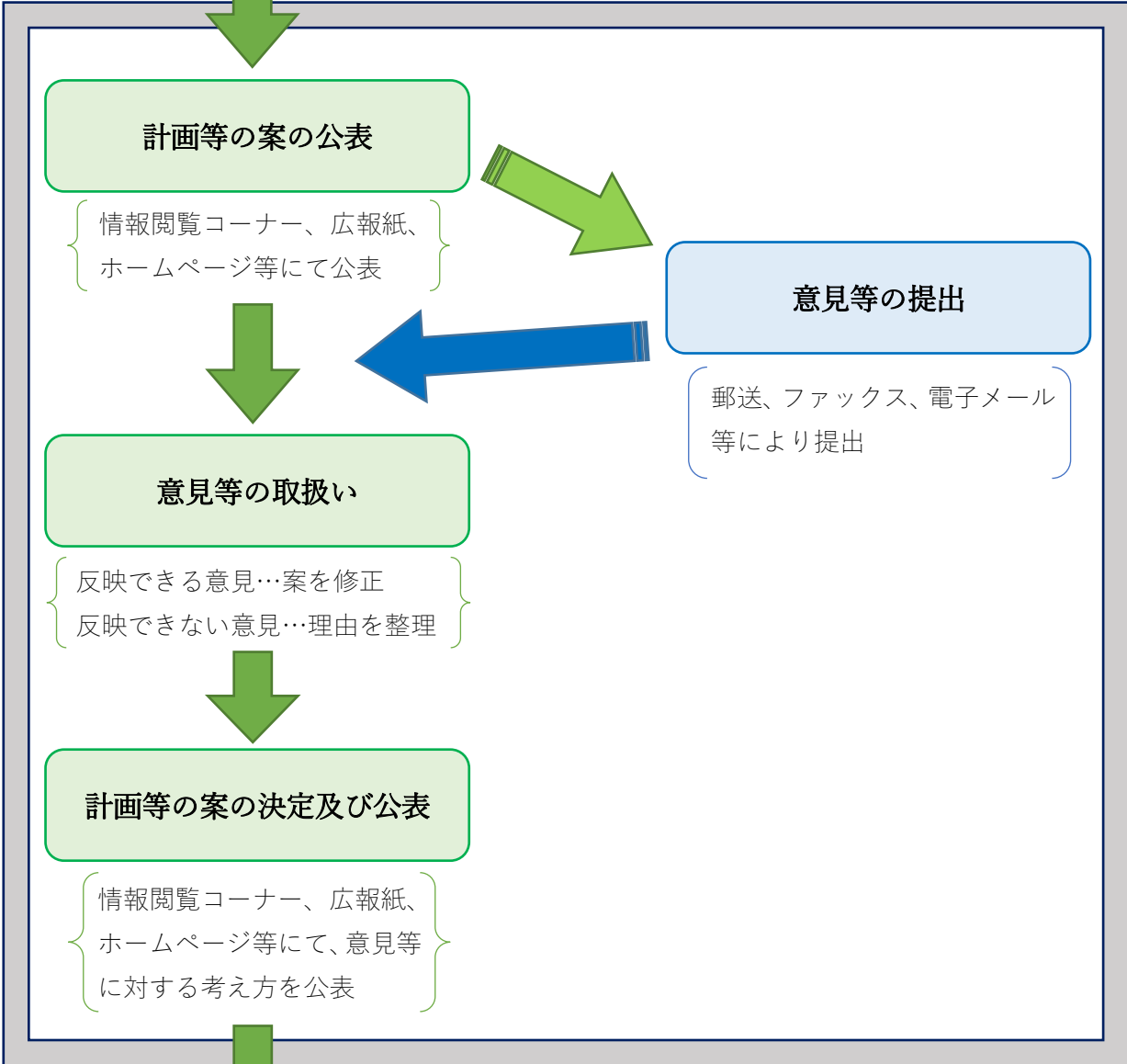
忠岡町

住民等

計画等の案の策定

本町在住の方、在勤の方、在学の方、本町に納税義務を有する方、本町に事務所・事業所を有する個人、法人、団体、その他利害関係人

パブリックコメント手続きの実施



計画等の案の公表

情報閲覧コーナー、広報紙、ホームページ等にて公表

意見等の提出

郵送、ファックス、電子メール等により提出

意見等の取扱い

反映できる意見…案を修正
反映できない意見…理由を整理

計画等の案の決定及び公表

情報閲覧コーナー、広報紙、ホームページ等にて、意見等に対する考え方を公表

議会に提出・報告等

計画等の施行